

平成30年度第2回さいたま市バリアフリー専門部会 議事録

■日時：平成31年3月12日（火）午後2時00分～午後4時00分

■場所：埼玉会館7階 7B会議室

■出欠：出席者25名（うち代理出席5名）、欠席者4名

■出席者名簿（敬称略）

委員名	所属団体役職等	備考
稲垣 具志	日本大学理工学部 交通システム工学科 助教	
水村 容子	東洋大学 ライフデザイン学部 人間環境デザイン学科 教授	
野口 祐子	日本工業大学 建築学部 建築学科 生活環境デザインコース 教授	
國松 公造	NPO法人 埼玉県障害者協議会 理事	
竹内 政治	さいたま市精神障害者当事者会ウィーズ 事務局長	
中野 勇	NPO法人 さいたま市視覚障害者福祉協会 副理事長	
町田 健一	さいたま市聴覚障害者協会 理事	
古谷 毅	一般社団法人 さいたま市手をつなぐ育成会 理事	
矢口 ミヤ子	さいたま市身体障害者福祉協会 理事	
米山 恵美子	NPO法人 さいたま市障害難病団体協議会 副代表	
青柳 勝久	社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会 事務局長	
戸井田 秀明	一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会 常任理事	
栗和田 敏	公募委員	
関根 信久	東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社 企画室 課長代理	代理
三宅 悠	東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 施設部 建築土木課 主任	代理
阿部 智	埼玉新都市交通株式会社 取締役技術部長	
藤田 貢	一般社団法人 埼玉県乗用自動車協会 事務局長	
河内 泰幸	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所 交通対策課長	
岡安 和幸	国土交通省関東運輸局 埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官	
菅沼 邦康	埼玉県警察本部 交通部 交通規制課 規制企画係長	代理
谷 賢治	埼玉県警察本部 交通部 交通規制課 管制保全係長	代理
町田 孝良	さいたま市 保健福祉局 福祉部長	
佐藤 真奈子	さいたま市 保健福祉局 長寿応援部長	
小島 正男	さいたま市 建設局 土木部長	
金子 正史	さいたま市 都市局 都市計画部 次長	代理

<p>次 第</p>	<p>1. 開 会 2. 議 題 (1) 平成29年度特定事業等の進捗状況について (2) 重点整備地区の現況調査結果について (3) さいたま市基本構想の全体構想（案）について (4) 今後の進め方について 3. その他 4. 閉 会</p>
<p>配布資料</p>	<p>○次第 ○出席者名簿・席次表 ○資料1-1 特定事業計画の定量的な評価結果 ○資料1-2 特定事業実施状況抜粋 ○資料1-3 道路・交通安全特定事業 位置図（整備済み箇所） ○資料2 重点整備地区の現況調査結果 ○資料3-1 さいたま市バリアフリー基本構想改定のポイント ○資料3-2 さいたま市バリアフリー基本構想第1回改定版(案) ○資料4 さいたま市バリアフリー基本構想の改定スケジュール（案） ○参考資料1 事業者別特定事業計画及び事業実施状況 ○参考資料2 平成30年度 さいたま市バリアフリー専門部会 第1回議事録</p>
<p>会議写真</p>	

■議事要旨

(1) 平成29年度特定事業等の進捗状況について

- ・バリアフリー施設の整備にあたっては、ユーザビリティの視点から、利用者にとって使いやすい状況になるのかといった視点でチェックしていくことも重要である。

(2) 重点整備地区の現況調査結果について

- ・現況調査にあたっては、当事者参加で行うことが望ましい。

(3) さいたま市基本構想の全体構想（案）について

- ①改正バリアフリー法の主旨を踏まえ、基本理念の考え方を反映した構成とすべきである。
- ②ハード整備が中心でソフト施策が付随している印象がある。ハードとソフトの両方を進めることが重要である。こころのバリアフリーの充実を図るべきである。駅周辺の利便性を上げることがメインとなっている。
- ③選択と集中によるバリアフリー化の推進という考え方もあるが、住民目線での目標を意識し、市民・当事者が評価する視点が大切である。
- ④駅以外の地区においても福祉系の拠点がある場所や居住施設がある場所は、市民提案型でバリアフリー基本構想がされると良い。
- ⑤地域包括ケアシステムとバリアフリー基本構想は互いに補完し合うことなど、他の福祉関連政策との関連を表現すべきである。
- ⑥「障害の個人モデル」のから「障害の社会モデル」への転換ではなく、「障害の個人モデル」と「障害の社会モデル」の両面で努力を継続することが大切である。
- ⑦バリアフリー法以外の障害者権利条約や差別解消法等の考え方も複合的に取り入れるべきである。
- ⑧多機能トイレやユニバーサルデザインタクシーの表現に配慮するとともに、認知症の方の視点を盛り込むべきである。

■議事内容

発言者	発言内容
司会（事務局）	： 1. 開会
事務局	： ・配付資料の確認
司会（事務局）	： 2. 議題
事務局	； （1）平成 29 年度特定事業等の進捗状況について ・資料 1 - 1、資料 1 - 2、資料 1 - 3に基づき説明
稲垣部会長	： 本日、浦和駅から埼玉会館まで歩いてきましたが、視覚障害者誘導用ブロックは確かに設置されているものの、ユーザーが有効に使えるように整備されていない例も見受けられます。事業の評価の際には利用者視点で見ることが大切です。地図の中では整備済となっているが JIS 規格ではないものや、JIS 規格に準拠した形状であっても並べ方がガイドラインに沿っていないなど、実際に規格や基準に適合しているかどうか、点字ブロック以外でも利用者視点で整備されているか、地図に表せない視点でのチェックも必要になってくると考えております。
事務局	： 基本構想に位置付けられた特定事業計画にもご指摘のような誘導ブロックを JIS 規格に適合するように改善するといった事業もありますので、順次進めていきます。
竹内委員	： JR やバス会社の研修とはどのような事をしているのでしょうか。
関根委員	： JR 東日本では、駅社員に対して、障害者の誘導や補助についての指導を定期的に行っています。
三宅委員	： 東武鉄道です。ハード側の部署から来ているので詳しい事はわかりませんが、現地で関わっている社員への教育を行っていると思われま。
阿部委員	： ニューシャトルでは、新入社員への研修のほか、毎月 1 日に駅社員への研修を行っており、マニュアルに沿って教育しています。具体的には、車椅子の方が大宮駅から乗車する事が多く、降車駅を伺い降車駅との連携をしっかりと取るなどの教育を定期的に行っています。
中野委員	： 視覚障害者が東武鉄道から JR へ乗り継ぐ時には誘導してくださると聞いていますが、どのような対応をしているのでしょうか。
稲垣部会長	： 異なる事業者間での乗り継ぎ対応は色々な所で議論になりますが、どのような対応をしているのか詳しく教えていただけますでしょうか。
中野委員	： 東武鉄道の大宮駅で、何時の JR に乗りたいと伝えた場合、駅員の対応によっては乗り遅れる場合もあると耳にしましたので、対応を伺いたいと思います。
事務局	具体的な内容については、事務局で確認して後日ご報告いたします。

発言者	発言内容
稲垣部会長	<p>： 研修には様々な形があり、ニューシャトルさんのように社内独自のマニュアルがあり、その内容を徹底していく方法もあれば、もっと根本的な障害理解にも踏み込んだ教育もあります。この議論はバリアフリー基本構想の改定にも関わってきますが、基本的には共生社会の実現という広い話の中で、事業者によってどのような事を重視するかも様々ですので、事務局で情報を集めて整理してください。</p> <p>また、乗り継ぎの話は事業者のみでは難しいところがあり、乗り継ぎが発生する事業者相互の間に行政がどこまで介入できるのかといった話もありますので、そうした点も課題になると思います。</p>
栗和田委員	<p>： 前回の専門部会では、現況調査について、当事者に参加して頂くのが重要であり、それに基づいて今後の方向性を確認したいとの話がありました。</p>
事務局	<p>： 当事者の参加については、これまで通り「まちあるき勉強会」に参加して頂き、ご意見を伺ってまいりたいと考えております。</p>
栗和田委員	<p>： 「まちあるき勉強会」の対象地区と今回の重点整備地区はイコールではないようですがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>重点整備地区の全ての経路などを「まちあるき勉強会」で全て見て回るのは難しいので、重点整備地区の一部を対象として実施している状況です。</p>
稲垣部会長	<p>： 「まちあるき勉強会」については、この後詳しく説明がありますので、そちらでも議論できればと思います。他にご意見やご質問等がございましたらお願いいたします。</p> <p>他にはないようですので、次の議題を進めさせていただきます。</p>
事務局	<p>： (2) 重点整備地区の現況調査結果について</p> <p>・資料2に基づき説明</p>
中野委員	<p>： 音響式の信号について、ある時間帯になると音声が進んでしまい、視覚障害者の一人歩きが出来なくなります。地域住民からのクレームによって止めることもあるようですが、東京都ではそれが原因の事故で亡くなった事例があります。今後の対応はどうでしょうか。</p>
谷委員	<p>： 前回の会議でもご説明しましたが、夜間は付近の住民への配慮もあり、視覚障害者用の信号機は概ねの時間を定めて運用しています。視覚障害者用の白い押しボタンを合わせて整備したり、視覚障害者の方が持っている補助具などに反応して音が出るといった機器の整備も行っていますが、音声信号(音響式信号)自体が、県内の信号機の1割程度となっており、徐々に整備を進めていきたいと考えている状況です。</p>
稲垣部会長	<p>： 警察でも危険性を十分認識されていますが、経済的な制約もあり、順次整備しているのが現状だと思います。特に緊急性がある箇所については、当事者から情報を寄せて頂ければ、警察としても整備箇所の選定もしやすいと思います。</p>

発言者	発言内容
中野委員	： 大宮駅東口の元中央デパート付近で盛んに工事が行われています。歩道が狭いので地下道を整備するといった話を伺っていますが、今後の対応はどうでしょうか。
事務局	： 大門2丁目の再開発地区の話だと思いますが、具体的な内容は事務局では把握しておりませんので、事実関係を確認します。
町田委員	： 大宮駅西口は2階にデッキがありますが、東口にも作る予定はありますか。
事務局	： 大宮駅については、「大宮駅グランドセントラルステーション化構想」という整備計画を検討しています。その中で、駅前広場やデッキについての議論を行っている聞いておりますので、取りまとめ次第ご報告します。
稲垣部会長	： デッキについては、平面だけでなく上下の移動もあり、他事例では多様な方がサインを頼りに乗り継ぎできるかをチェックして見直す動きもあります。バリアフリーの観点からも、きちんと自分の行きたいところまで行けるかをチェックしていく必要があります。他にご意見やご質問等がございましたらお願いいたします。 他にないようですので、次の議題を進めさせていただきます。
事務局	： (3) さいたま市基本構想の全体構想(案)について ・資料3-1、資料3-2に基づき説明
稲垣部会長	： 現行の基本構想策定から5年が経ち、バリアフリーを取り巻く社会情勢も変わり、今回の改定では、第一章やさいたま市の理念に関わる部分などでかなり大掛かりな変更があります。一方で、基本方針の考え方は従来通りとしています。この点についてのご意見をお聞かせください。 もう一点は、社会情勢とともに、まちの事情も変わってきていると思うので、現場の状況をご存知の皆様から、重点整備地区の選定の考え方についてご意見を頂けますでしょうか。
栗和田委員	： 現在お示しのバリアフリー基本構想は、基本的にハード面が主体となっており、それにソフトが付随する形となっています。資料3-2の2-15ページでも、目標1を達成するための目標2、目標3と見えますが、障害の有無にかかわらず、様々なバリアのある方々をフリーにしておく為に、ハード面とソフト面が相まって、全体として達成していくといった考え方をして頂きたいと思います。今回の改正部分はそういった意味合いだと考えています。しかしながら、心のバリアフリーに関しては資料3-2の2-11ページで限定的に触れただけとなっています。政府においても、具体的な心のバリアフリーに関する研修やプロダクトを立てており、企業もそれに続いているので、これらを踏まえて再検討して欲しいと思います。
事務局	： ハード、ソフト両面でのバリアフリー化の推進が必要と認識していますが、誤解を招く表現となっていましたので、構成を含めて再検討します。 また、心のバリアフリーに関しても、ご意見を踏まえて充実させたいと思います。

発言者	発言内容
稲垣部会長	<p>： ハードの部分は形に見えるので書きやすいといった面もありますが、ハードとソフトが両軸となって進めていくのがユニバーサルデザインであり、ハードで対応できない部分をソフトで補い、またその逆もあります。例えば、成田空港の事例で言うと、視覚障害者の誘導用ブロックは案内カウンターまでとなっており、それ以降の搭乗までの部分は、空港管理会社や航空会社が人的支援で案内しています。また、ソフトの人的介助へ繋げるために、インターホンというハード整備が必要といったこともあり、さらにそれらをしっかりと運用するために研修や教育をするソフトがあります。ハード整備の補助ではなく、両軸として建て付けするのがよいと考えます。</p>
水村副部会長	<p>： そのままの目標をどこに設置するのかという課題があると思います。</p> <p>バリアフリー法の改正をどこまで反映するかといった問題や、縦割り行政による制約条件があると思いますが、さいたま市の障害者や高齢者、子供が安心して暮らせて、地域全体がより良い方向に進むことを求めるのが本来の目標のベースになると考えています。しかし、今回の内容を見ると、集中と選択という観点は解りますが、駅周辺の利便性を上げる事がメインとなってしまっており、その辺りをどう位置付けるかが課題と感じます。</p> <p>個人的には、地域包括ケアとバリアフリー基本構想はお互いを補完しあうものと考えております。地域に暮らしている方の生活を成立させるために支える制度であり、そういった観点から言うと住民目線の内容が含まれておらず、そこが大きな問題となっています。</p> <p>次のステップとして、どういった試みができるのか、例えば資料3-2の1-10 ページで児童福祉施設の利用状況が書かれておりますが、子育て中の方への位置づけが少なくなっており、今日の議題にも該当しますが、当事者や市民の方が地域環境を評価する面が欠けています。制度の限界もありますが、以前の踏襲だけでなく、新しい視点や制度をいかに盛り込むか、もう少し新しい取り組みを位置付けても良いのではないかと感じました。</p>
稲垣部会長	<p>： 元の制度が人々の動きの円滑化から続いていますが、今後は地域住民目線の理念も盛り込んで新しい事に取り込んでいくべきではないかという意見ですが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>： 以前の専門部会でのご意見からも当事者の意見や地域の方の評価については課題として認識しておりますので、今回の全体構想の中にはそのような内容を反映します。</p> <p>また、バリアフリー基本構想も地域包括ケアシステムの構築に関わっていると認識しています。先日も福祉部署を含めた庁内関係課で集まり、基本構想について意見を聴取したところですので、引き続き意見交換をしながら関係部署と連携して取り組んでいきたいと思っております。</p>

発言者	発言内容
藤田委員	乗用自動車協会の藤田です。議題とは直接関係ないかと思いますが、資料3-2の2-8ページについて、「福祉タクシー」という記述がありますが、「ユニバーサルデザインタクシー」という表現にしていきたいと思います。トヨタよりジャパントクシーが出てきて、車椅子も乗せられるタクシーの導入が始まっております。福祉タクシーに力を入れている事業所もありますが、福祉限定の事業者や福祉有償運送等との棲み分けもできております。それに伴い、乗務員のユニバーサルデザイン研修も行っておりますので、よろしくお願いたします。
事務局	： 表記を変更します。
野口委員	： 細かい部分ではありますが、多機能トイレはガイドラインの改正に伴い、車椅子利用者用便房という表記になっています。他の自治体でも基本構想の改定に関わっておりますが、3月以降は多機能トイレという言葉は使わずに基本構想を作っておりますので、ご検討ください。
稲垣部会長	： 東京都でも「だれでもトイレ」という表記をなくす方針としています。
事務局	： 確認します。
中野委員	： 点字ブロックの敷設についてですが、日本盲人会連合で車いすに対応した柔軟性のある素材があると聞きました。関西での話でしたが、さいたま市でもそのような情報はありますか。
事務局	： 恐らくは、室内の点字ブロックの事だと思われませんが、事務局では把握しておりませんでしたので、調べてご報告します。
稲垣部会長	： 重点整備地区の考え方についてはいかがでしょうか。新たな地区ではなく、既存の地区を重点的に行う形となっておりますが、特に問題がないようでしたら、他にご意見をお聞かせください。
栗和田委員	： 資料3-2の2-21ページは駅だけの整備ではなく、まちのバリアフリーも行うという認識でよろしいでしょうか。資料3-2の2-15ページには駅周辺のバリアフリーとあり、整合していないように思います。
事務局	： ご意見を踏まえて表現を再検討します。
水村副部会長	： 資料3-2の2-30ページに市民の提案に基づくバリアフリー基本構想についての記載がありますが、他の自治体で実施された事例はあるのでしょうか。重点整備地区に関しては、優先順位をつけると利用者の多い駅周辺になるのは理解できますが、以前、推進地区の基本構想策定の際、岩槻地区は駅からは離れていますが、文化施設があり市民の憩いの場という事で、推進地区として位置づけたことは非常に価値がある事だと感じました。地域の方が集まる福祉系の拠点がある場所や、福祉事業者が展開している居住施設がある場所は将来的には市民提案型でバリアフリー基本構想になればいいと考えています。市民提案型の手法に関してはいつも後ろの方に掲載されておりますが、さいたま市ではどのように考えているのでしょうか。

発言者	発言内容
事務局	： 市民提案についての記載は以前の基本構想からありましたが、これまで市内の事例はありません。
稲垣部会長	： 補足しますが、調布市の飛田給で、かなり前から市民が中心となって提案しています。土浦市や、大阪の杉本町などでも事例はありますが、事例はかなり少ないと思います。
事務局	： さいたま市としては、市民提案があれば検討します。駅周辺に限らず検討することは可能です。
稲垣部会長	： 市民提案は前回の法改定で入った制度です。さいたま市としても排除はしないということですので、機会があればチャレンジして頂きたいと思います。 その他、2点ほど気になっている箇所があります。 1点目は社会モデルの説明について、資料3-2の1-17ページに障害の個人モデルと社会モデルについての記述がありますが、社会の努力のみに依拠するのではなく、当事者自身の頑張りも当然重要であって、それを支援していく社会制度の確立も必要であるといったように相互関係が大切なので、個人モデルから社会モデルへの「発想の転換」ではなく、2つの軸を両立させて進めていくように考えて頂きたいと思います。 2つ目は資料3-2の1-16ページに基本構想改定に当たっての考え方を整理していますが、バリアフリー法だけではなく、障害者権利条約や差別解消法等の話も盛り込んで頂ければと思います。
粟和田委員	： 資料3-2の1-16ページについて、障害の有無ではなく、分け隔てない表記にして文章を整理していただきたいと思います。
事務局	： 障害の個人モデルと社会モデルの件は見直します。 また、権利条約については、資料3-2の1-1ページでの記載に留まっていたので、1-16ページの基本構想改定に当たっての考え方として、再度整理します。
國松委員	： まちづくりの話をしていると、結局駅周辺の話になってしまい、地域として具現化されておらずすっきりしません。当事者としては家の中からバリアフリーが必要であり、遠くの駅周辺の話ばかりでは生活圏に届いておらず、ハードとソフトの話のように、認識が甘いと感じますので、そのような点を考慮した表現にしていきたいです。
事務局	： ご意見を踏まえて再検討します。ただし、バリアフリー基本構想の特徴として、駅施設などの生活関連施設が中心になってしまう事をご理解いただければと思います。
稲垣部会長	： 生活者の視点からとても重要な課題ですので、他の福祉政策との関連を示すなど、再度工夫して表現の検討をして頂きたいです。
水村副部会長	： 法律の関係上、行政が駅周辺以外を取り上げるのが難しくなっているので、ぜひ、市民提案型で、市民の力で取り組みを立ち上げて頂ければと思います。

発言者	発言内容
谷委員	： 事業整備をする側の立場からお話をさせていただきますと、バリアフリー基本構想の位置づけとして、スタートは施設の整備からであり、部会の参加者も事業者が多くなっています。基本構想が整備されていない市町村では利用者の要望を受けて整備を進めておりましたが、基本構想を作る事により、バラバラに整備していた部分を取りまとめて、必要な部分から重点的に行っています。市内全域を整備する事も大切ですが、あまり規模を拡大してしまうと、どこから手を付けていくかも難しくなってしまうので、ある程度の範囲を絞り込むのも大切であると感じます。
事務局	： 利用者や事業者等様々な意見を取り入れて進めます。
稲垣部会長	： コストの制約や物理的な制約がある中で重点整備地区を定めてバリアフリー化を推進していますが、その中でもどのような部分から進めていくか、調査結果や当事者の声を聞いて優先的に整備する部分はどこかなど、わかりやすい目標が見えやすいと良いと考えます。
國松委員	： さいたま新都心駅に、盲導犬用トイレが出来るという話を聞きました。詳しい情報があれば伺いたいと思います。
事務局	： JRより3月8日にさいたま新都心駅のトイレの整備についてプレスリリースがあり、改札内に補助犬用トイレ、右利き、左利き用の多機能トイレ、ベビー休憩室と授乳室が新たに設置される予定だと聞いています。使用開始は4月1日となっています。
稲垣部会長	： 他にご意見やご質問等がございましたらお願いいたします。 他にないようですので、次の議題を進めさせていただきます。
事務局	： (4) 今後の進め方について ・資料4に基づき説明
稲垣部会長	： 次の専門部会は9月の予定となっております。その前に「まちあるき勉強会」もありますので是非ご参加ください。ご意見やご質問等がないようでしたら、次に移りたいと思います。
事務局	： 3. その他
事務局	： 野口先生よりご提供いただきました「公共トイレのハンドブック」について、ご紹介頂きます。
野口委員	： 「公共トイレのハンドブック認知症編」というものを作成いたしました。今回のバリアフリー基本構想についても、認知症の方の視点が抜けていると感じました。個人的な話ですが、母が認知症になり、外出の際のトイレに非常に困った経験があります。そこで、助成金を頂き検証実験や調査を行いました。認知症の方がトイレをきっかけに行方不明になってしまう事件などもあり、ソフト対応だけではなく、ハードで解決できる部分もあるのではないかという思いで活動しております。パンフレットを有効に活用して頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

発言者	発言内容
稲垣部会長	: 認知症についても大切だと思います。先生ありがとうございました。 それでは、以上で本日の議事につきましてはすべて終了いたしました。委員の皆さまにおかれましては、長時間にわたり会議の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。
事務局	: 4. 閉会 ・挨拶